

# 市営住宅だより

No.12

令和4年(2022年)2月号

発行

豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市営住宅募集・管理センター

TEL. 06-6858-2395 (直通)

FAX. 06-6858-2401



## 〈令和4年度〉 収入認定兼家賃決定 通知書

## 〈令和4年度〉 収入超過者認定 通知書

▼ をお届けします ▼

### 収入認定兼家賃決定通知書

市営住宅条例第11条2項の規定により、あなたの収入額を下記のとおりに認定するとともに、支払家賃額について通知します。

団地	棟名	部屋番号
収入のある入居者	続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日 令和3年10月1日
家賃	適用開始年月 令和4年4月	適用終了年月 令和5年3月	

令和4年4月からの家賃です

### 収入超過者認定通知書

市営住宅条例第11条2項の規定により、あなたの収入額を下記のとおりに認定するとともに、同条例15条第1項の規定により、あなたを収入超過者と認定します。

収入超過者は、同条例第16条の規定により、市営住宅を明け渡す努力義務があります。

団地	棟名	部屋番号
収入のある入居者	続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日 令和3年10月1日
家賃	適用開始年月 令和4年4月	適用終了年月 令和5年3月	
収入超過年数 年			

## 〈収入申告未提出と記載された方へ〉

収入申告書が未提出、及び不足書類のある方は**収入の認定ができないために近傍同種の家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）が適用されています。**

すみやかに「豊中市営住宅募集・管理センター（☎06-6858-2395）」へ確認の上、必要書類を提出してください。

## 〈収入の変動があった方、同居者の転出等があった方へ〉

収入申告書提出後、転職や退職で収入が減少した方、同居者の転出等があった方は収入の認定更正ができる場合がありますので、豊中市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。

# 「健康相談ダイヤル24」のご案内

この度、令和3年4月1日から、下記の「健康相談ダイヤル24」という日常のお悩みを、いつでも無料で電話相談いただけるサービスを開始しました。ご利用をご希望の方は、下記番号へ、お気軽にご相談ください。

## 記

### ●サービス名

**健康相談ダイヤル24**

### ●相談料金・通話料

**無料**

### ●電話番号（※4月1日からつながります）

**0120-660-118**

### ●営業時間

**24時間365日**

- ・心理相談員による対応 平日 9時00分～20時45分  
土日祝祭日・年末年始 10時00分～16時45分
- ・管理栄養士による対応 平日 9時00分～17時00分  
土日祝祭日・年末年始 10時00分～16時45分

健康や医療  
心理、栄養など  
お気軽に  
ご相談ください

### ●ご相談いただける内容

健康、医療、看護、介護、育児、心理、栄養  
夜間・休日の医療機関情報、福祉関連情報 など

### ●主な対応者（※診察・診療行為は行えません）

保健師、看護師、心理相談員、管理栄養士 など



# 新型コロナウイルスワクチン 詐欺



## に関する注意喚起



行政機関等  
をかたった

なりすまし

にご注意!

## ワクチン接種は無料です!

接種を受ける際の費用は全額公費です



【消費生活センターへ寄せられた事例】

金銭を支払えば、優先的にワクチンが受けられると電話があった。お金は後で戻ってくるというが、不審。



## 電話・メールで個人情報を求めることはありません!

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます



【消費生活センターへ寄せられた事例】

市役所を名乗り、「新型コロナウイルスワクチン接種券を送るので家族の人数を教えてください」という電話があった。



国民生活センター 新型コロナウイルスワクチン詐欺 消費者ホットライン

0120-797-188

厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター

0120-761770

消費者ホットライン (局番なし)

188 ※最寄りの消費者センター等消費生活相談窓口へつながります。

警察相談専用電話

#9110

## ●犬猫鳥等の飼育と餌付けは禁止

犬猫鳥等の飼育や餌付けは禁止されています。もし、飼育されている方は、飼育可能な方に譲るなど自主的な対処をお願いします。



## ●不法投棄・迷惑駐車等の禁止

市営住宅内のゴミの不法投棄、自転車・バイク等の放置または違法駐車は、迷惑になるばかりか、緊急自動車の通行の妨げにもなります。絶対にやめましょう。お互いに「しない・させない」という意識で、住環境を守りましょう。



## ●騒音トラブルは大丈夫ですか!?

大きな音は上下階や両隣に響きます。普段の生活で自然におこる“生活音”を避けることは難しいですが、床を鳴らすような激しい動きは出来るだけ避けるようにし、特に深夜や早朝などは大きな音を出さないよう、お互いに気をつけましょう。



## ●ベランダは整理整頓しましょう!

緊急時、ベランダは入居者みなさま（特に両隣）の避難経路になります。逃げ道をふさぐような物を置かないようにし、整理整頓を心掛けましょう。



## ●「孤独死」を防止しましょう!

全国で孤独死するケースが発生し、社会問題化しています。常日ごろからのコミュニケーションを大切にして、高齢者が孤立しないようにしましょう。



## ●豊中市安否確認ホットライン ~あなたの気づきをつなげてください~

ご近所に、最近見かけなくなったなど、孤独死につながるような人はいませんか?

☎06-6858-3327

~安否確認ホットラインとは~

地域のひとり暮らし高齢者などの自宅で、生命の危険が察じられるような[SOS]に気づいたときの連絡窓口です。連絡を受けた場合は、関係各課と連携し、必要に応じて警察や消防にも協力を要請して、迅速な安否確認を実施します。

⚠️ 自宅で倒れているのが確認できた場合は、警察(110番)または消防(119番)へ緊急通報してください。

## ひと声ふれあい収集 高齢者・障がい者支援

### ●ひと声ふれあい収集とは

「65歳以上の介護サービスを受けている方」及び「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方」の在宅生活を支援するため、家庭から排出されるごみをごみ置場まで持ち出すことが困難な世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行います。

### ●安否確認も同時に行います

ごみ収集時に「ひと声」かけることにより、高齢者や障害者の方々とのコミュニケーションを図り、安否の確認を行います。

### ●ご利用できる世帯

市内に居住する次のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみをごみ置場まで持ち出す事が困難な世帯です。ただし、近隣の方や親族等の協力を受けることができる対象世帯及び特別養護老人ホームなど福祉施設に入居の対象世帯は除きます。

- 1 要介護度2以上の認定を受けた65歳以上の世帯
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の身体障害者の世帯
- 3 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの知的障害者の世帯
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の精神障害者の世帯



お問い合わせやお申し込み先

中部事業所

☎(06)6843-3512

申込書は家庭ごみ事業課、環境政策課、高齢者支援課、障害福祉課、高齢者及び障害者関係施設等にあります。